

第三次滋賀県環境学習推進計画の実施状況について（平成 28 年度～令和元年度）

（１）持続可能な社会づくりへの寄与の度合い

- ・ 県民の環境保全の取組について、1人1日当たりの一般廃棄物排出量およびエネルギー使用量については低下傾向を示している。一方で、県政世論調査や県政モニターアンケートにより把握した環境保全行動実施率から環境保全行動の一定の広がりが見られるものの、目標としている80%以上に至っていないことから、引き続き県民の環境意識の向上に努める必要がある。

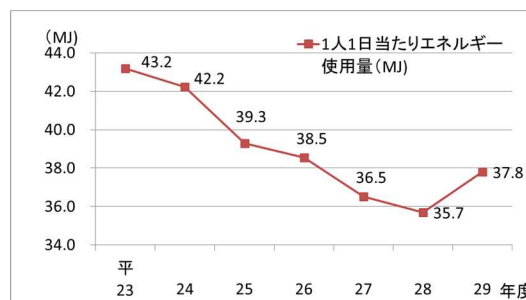
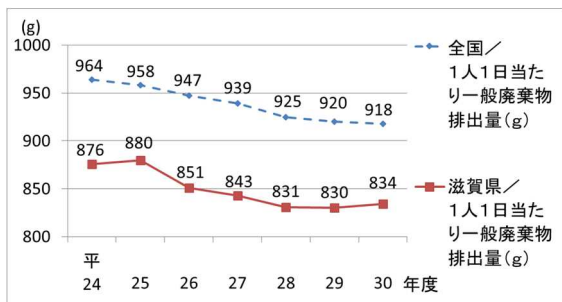
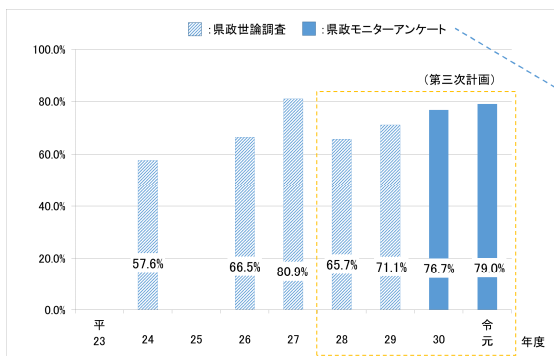


図1 全国および滋賀県における1人1日当たりの一般廃棄物排出量

図2 滋賀県内の家庭部門における1人1日当たりのエネルギー使用量



- ・ 県政世論調査：無作為抽出した県内在住の満18歳以上の個人を対象に実施
- ・ 県政モニターアンケート：県政モニターを対象に実施

図3 環境保全行動実施率

（環境保全行動とは、琵琶湖の清掃やヨシ刈り体験への参加、レジ袋をもらわないなど環境保全のために行われる行動のこと）

（２）施策体系別の進捗状況

- ・ 県環境学習施策の体系（6つの柱）のうち、毎年、「場や機会づくり」に位置付けている事業が最も多く、「環境学習プログラムの整備・活用」や「連携・協力のしくみづくり」が少ない傾向となっている。施策の展開においては、県内各地で様々な主体により展開されている多様な環境学習活動と連携し、より多くの人々の学びへとつなげるため、環境学習を進めるリーダー同士の交流やネットワークづくり、分野を越えた学習プログラムの整備、環境学習の場づくりや機会づくりなどに引き続き取り組む必要がある。

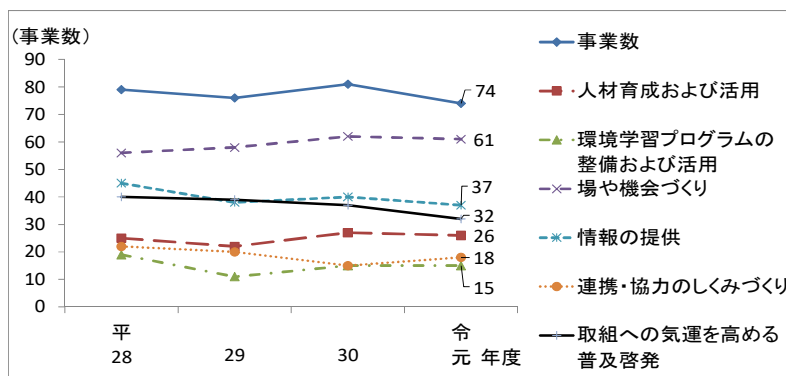


図4 6つの施策体系の柱別事業数の推移（重複選択可）

【環境学習プログラムの整備および活用】【情報の提供】

- 琵琶湖博物館環境学習センターでは、環境学習の指導者人材やプログラム等に関する情報収集・提供、環境学習の企画サポート、コーディネート、環境学習を支えるネットワークづくりなどに取り組んでいる。地域資源を活用した環境学習プログラムを推進し、地域が抱える課題解決のためにも、持続可能な社会づくりに関連する様々な分野や情報、人的資源を体系的につなぐコーディネータの役割が重要であり、拠点機能のより一層の強化が求められる。

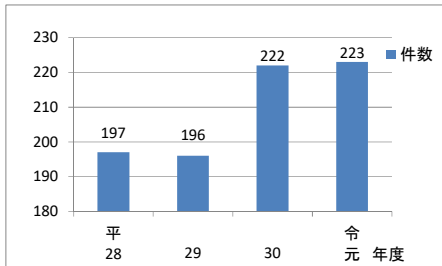


図5 環境学習情報ウェブサイト（エコロジーが）の「プログラム」登録件数の推移

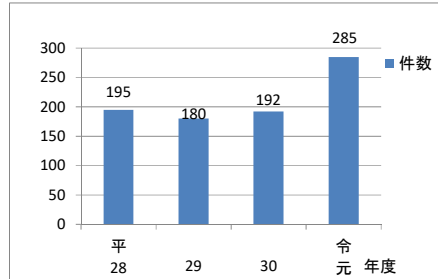


図6 環境学習センターへの相談件数の推移

【場や機会づくり】【取組への機運を高める普及啓発】

- 自然の中で体験活動をする機会が減少している中、琵琶湖博物館での体験学習・観察会・講座推進事業や「しがこども体験学校」事業（子ども・青少年局）などを通じて、児童生徒による自然体験活動を促進し、さらに、平成30年度からは、「びわ活」をキーワードに「びわ湖の日」をきっかけにより多くの方に琵琶湖に関わって頂く活動を促進している。遊びや体験を通じて自然に触れあうイベントの発信や、身近なところで楽しく環境学習に取り組める場や機会の充実が求められている。

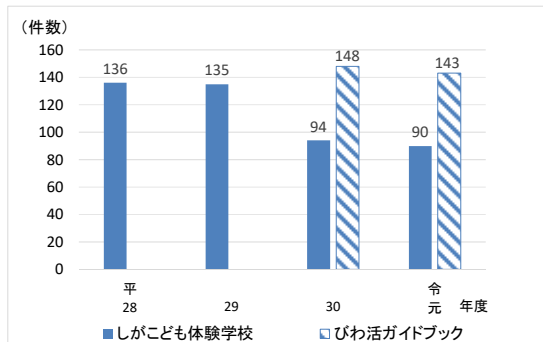


図7 しがこども体験学校（自然、里山・田んぼ）およびびわ活ガイドブック掲載企画・イベント数

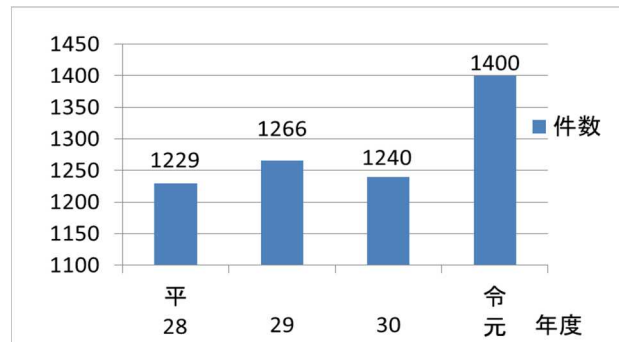


図8 「場や機会づくり」を意図した事業の年間開催数

【人材育成および活用】【連携・協力のしくみづくり】

- 県民の高い環境意識を背景に、環境に関わる市民活動や企業の取組などが活発に行われてきたが、人材の高齢化や参加者の固定化といった現状がある。持続可能な社会を支える若い人材の育成とともに、新たな参加者を増加させることが課題となっており、また、活動者同士の交流の場を設け、それぞれの強みや課題を共有することで課題解決を支援することが求められている。

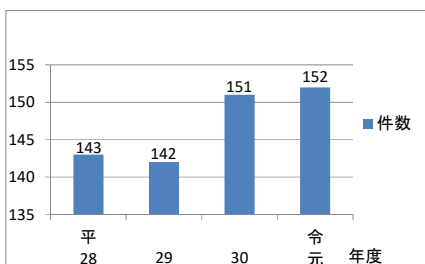


図9 環境学習情報ウェブサイト（エコロジーが）の「教えてくれる人」登録件数

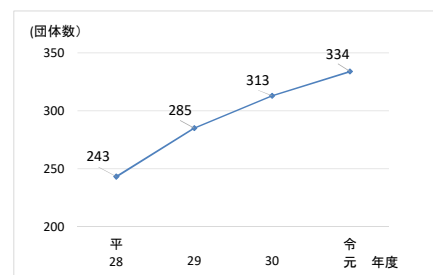


図10 マザーレイクフォーラム登録団体数

(3) 重点的な取組

- 県の環境学習関連事業のうち、重点分野の一つ「低炭素社会づくりについての学習推進」に位置付けられた事業数が少ない傾向がある。令和元年度、“しが CO₂ ネットゼロ”ムーブメントを宣言したことを踏まえて、脱炭素社会づくりに向けた学習推進が今後ますます重要である。また、「循環型社会づくりについての学習推進」に位置付けられた事業数も比較的少ないが、近年、食品ロス対策やプラスチックごみ削減に関心が高まってきている。また、複数の重点分野に位置付けられた事業は全体の 31.1%で平成 30 年度より 2.7 ポイント向上したものの、分野間のつながりを意識し、分野横断型のプログラムの整備が重要である。

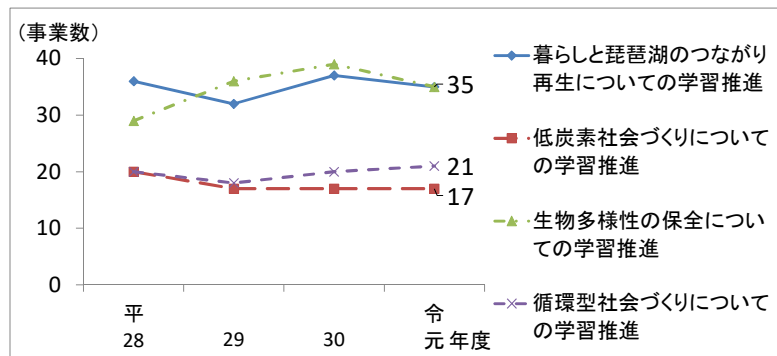


図 1 1 4つの重点的な取組分野別事業数(重複選択可)

- 令和元年度、森林・林業・農山村(=やま)を一體的に捉えて農山村の活性化を図る「やまの健康」推進事業や、「やまの健康」の実現に寄与できる人材の育成をはかる「滋賀もりづくりアカデミー」のほか、平成 30 年度より、将来の森林への関心や保全意識を高める「森のようちえん」への支援など、森林分野における新たな学習支援の取組が広がっている。

(4) 県環境学習関連事業の自己評価

- 「人育て」と「社会づくり」のギアモデルから環境学習の推進状況を分析すると、毎年、県の環境学習関連事業の半数以上で、環境学習の出発点である「気づく」「学ぶ」「考える」を意識した人材育成に取り組むことができた。一方で、「行動する」「つながる」「解決する」を意識した持続可能な社会づくりに寄与する事業は半数以下であり、さらなる推進が求められている。

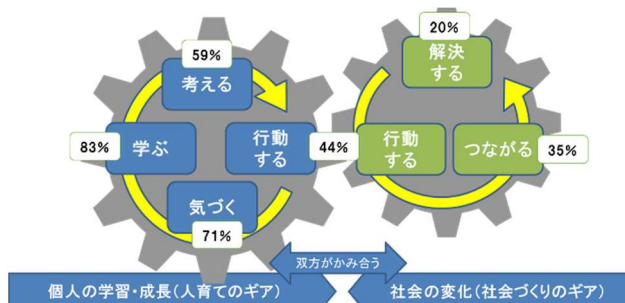


図 1 2 ギアモデルの各ステップを意識した事業の割合
(数値は平成 28 年度から令和元年度の 4 年平均値)

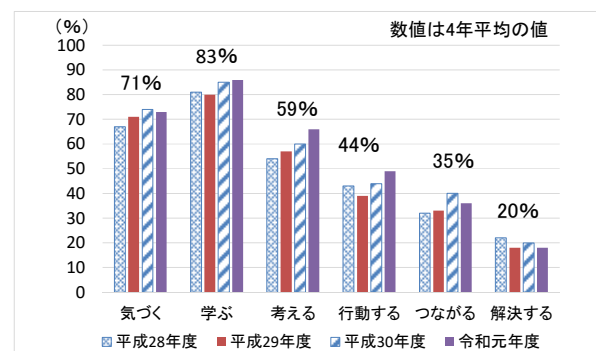


図 1 3 ギアモデルの各ステップを意識した事業の割合
(平成 28 年度から令和元年度の推移)

■用語の解説

	用語	解説
C	CSR	Corporate Social Responsibility。企業が利益を優先するだけでなく、消費者、顧客、地域社会などとの関係を重視しながら果たす、社会的な責任のこと。
E	ESD	Education for Sustainable Development(持続可能な開発のための教育)の略称。持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のことで、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む(think globally, act locally)ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。
I	IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change(気候変動に関する政府間パネル)の略称。国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)が設置し、各国の研究者が地球温暖化問題に関する科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与える公式の場。
N	NPO	民間非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、地域の諸課題の解決などを目的に公共的・社会的な公益活動を行う組織・団体。
S	SDGs	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称。平成27年(2015年)9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた17の目標から構成される人間、地球および繁栄のための行動計画。
う	うみのこ	県内の全小学5年生がびわ湖フローティングスクールという琵琶湖上で1泊2日の宿泊体験を中心とした教育活動を行うために、昭和58年に就航した学習船。平成30年より、探究的な学習の充実のために、ICT環境やデジタル機器を使った科学的な視点での学習が行えるよう、新しい船での航海が行われ、琵琶湖を舞台に環境に主体的に関わる力や自ら課題をもち協働して解決に取り組む力を育てている。
え	エコ・スクール	将来の社会づくりの主役である児童生徒が主体的に環境学習・保全活動に取り組む力を身につけるため、学校全体で地域の人と連携しながら環境学習をする活動で、滋賀県では平成13年度(2001年度)から始まった。エコ・スクールの登録をし、計画に基づく活動を実践した学校には、知事から認定証が交付される。
え	エコ・スクール委員会	児童生徒のエコ・スクール活動を支援することを目的に、教員や保護者、地域住民、NPO、有識者などで構成された団体。
え	エコツーリズム	エコツーリズム推進法では、「観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動」をいう。本県では、「体験や体感により琵琶湖やそれを取り巻く自然環境・生活文化と触れ合うことで、琵琶湖や環境に対する理解と関心を高め、琵琶湖や自然の重要性を認識することができる活動」と定義。
お	「おいしがうれしが」キャンペーン	食品販売事業者等と滋賀県が協働して、地域で生産された食材を地域で消費する「地産地消」を推進する運動。「おいしがうれしが」は、県産農畜水産物を食べた人の「おいしい!」と、提供した人の「うれしい!」との会話を表している。

	用語	解説
お	淡海ネットワークセンター	(公財)淡海文化振興財団の愛称。地域づくりや福祉、環境、文化等の様々な分野における県民の自主的で営利を目的としない社会的活動を、各種情報の収集および提供、交流の機会の提供等を通じて総合的に支援することにより、地域の個性や魅力を高め、よりよい地域社会の実現を図り、もって「新しい淡海文化の創造」に寄与することを目的に、平成9年(1997年)に設立された。
お	温室効果ガス	地表から放出される熱(赤外線)を大気中で部分的に吸収し、地表へ再放出する気体の総称。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン等の6物質が、温室効果ガスとして削減の対象となっている。
か	カリキュラム・マネジメント	子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて各学校が設定する学校教育目標を実現するために、教科等の学習内容や様々な活動を選択・配列して計画し、それを実施・評価・改善していくこと。教科等の枠を超えて関連の高い内容や活動を工夫して配列したり、様々な人材等を活用して学習を充実したりすること。
か	環境カウンセラー	市民活動や事業活動において環境保全に関する豊富な経験や専門的知識を有し、その経験や知見に基づき、市民・NGO・事業者などの行う環境保全活動に対し助言などの環境カウンセリングを行う人材として、環境大臣の登録を受けた者。
か	環境学習支援士	単に環境問題に関する専門的な知識を有するに留まらず、学校や地域にあって、自ら先頭に立ち、適切な指導・助言を行いながら、環境問題の解決に取り組むことができるリーダー。滋賀大学の養成プログラムを修了し、審査を経た者に滋賀大学から授与された。平成30年度末に養成プログラムは終了。
か	環境学習センター	平成17年(2005年)に開所した「滋賀県環境学習支援センター」が、平成22年(2010年)に琵琶湖博物館へと移管。「滋賀県環境学習の推進に関する条例」第8条の規定にもとづく「環境学習を推進するための拠点」として、環境学習の企画サポート・コーディネート、環境学習に関する情報提供などを行っている。
か	環境教育等促進法(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律)	従来の「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が一部改正され、平成24年(2012年)10月に完全施行された法律。法の目的に協働取組の推進が追加されるとともに、自治体による行動計画の策定や推進協議会の設置、体験の機会の場の認定制度の導入、NPO等との協定締結に関する規定などが導入されるなど、具体的な規定が大幅に拡充した。
か	環境こだわり農業	化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に減らすとともに、濁水の流出防止等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術を用いて行われる農業のことをいう。「滋賀県環境こだわり農業推進条例」に規定している。
か	環境美化の日	「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」第14条では、ごみの散乱防止について県民の関心と理解を深めるため、毎年7月1日の「びわ湖の日」と、5月30日、12月1日を「環境美化の日」と定めており、これらの日を中心に、県内各地で一斉に清掃活動が展開される。
き	協働	NPO・企業・行政など立場の異なる組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取組。

	用語	解説
こ	国際湖沼環境委員会 (ILEC)	世界の湖沼環境の健全な管理とこれと調和した持続的開発の在り方を求めて、国際的な知識交流と調査研究推進を図る公益財団法人で、草津市に所在。滋賀県が提唱して開催された第1回世界湖沼環境会議を契機に、昭和61年(1986年)に発足した組織。
こ	こどもエコクラブ	幼児(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としている。
こ	コミュニティ・スクール	地域住民や保護者が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みである「学校運営協議会制度」を導入した学校のこと。
さ	再生可能エネルギー	化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。代表的な再生可能エネルギー源としては、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等がある。
さ	魚のゆりかご水田	在来魚が琵琶湖から水路をとって水田まで産卵のために遡上できるよう魚道を設置することで、魚が琵琶湖との間を水路を通じて行き来できるようにした水田。
し	しが学校支援センター	滋賀県教育委員会が、「地域の力を学校へ」推進事業として生涯学習課内に学校支援ディレクターを配置し、出前授業や施設見学等に関する依頼や相談を受け学習支援プログラムのコーディネート等の活動を行う相談窓口。
し	滋賀県学習情報提供システム「におねっと」	県民の主体的な生涯学習を支援するためのポータルサイトのこと。団体、企業、大学、市町、県等が実施する講座や教室など学習情報を一元化し、県民への情報提供を行うほか、県が保有する視聴覚教材の貸出予約や学習相談の受付もできる。
し	滋賀県環境総合計画	「滋賀県環境基本条例」に基づき、滋賀県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定される計画。現在は、第五次滋賀県環境総合計画の計画期間中(2030年度まで)。
し	しが自然保育認定制度	多様な自然体験活動を通して、子どもたちの豊かな人間性を育み、心身の調和のとれた発達の基礎を培うことを目指して行われる保育を行っている団体を認定・支援する制度。
し	自然観察指導員	自然観察会を通じて、自然のしくみや面白さ、不思議さ、自然の大切さを伝えることで、自然への橋渡し役を担う人材。狭義には、(財)日本自然保護協会が主催する講習会を受講し、同協会に登録をした指導員のこと。
し	食品ロス	本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと。国連では、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることを目標に掲げている。本県においても、県民運動「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」を立ち上げ、食品ロス削減への各種取組を推進している。

	用語	解説
せ	生物多様性	特定の範囲に生息・生育する生物の多様さの程度で、様々な生息・生育環境がある「生態系の多様性」、様々な生物がいる「種の多様性」、同じ種であっても個体差や地域差がある「遺伝子の多様性」が含まれる。
せ	生物多様性保全活動支援センター	生物多様性を保全する取組を推進するために、多様な関係主体間の連携や協力のあっせんなどを行うことを目的として、平成26年に県が設置した組織。
せ	世界湖沼会議	昭和59年(1984年)に滋賀県の提唱により開かれた「世界湖沼環境会議」の後身として、ILECと開催国の団体等の共催で、概ね2年ごとに世界各国で開催されている国際会議。研究者・行政担当官・NGOや市民等が一堂に集まり、世界の湖沼および湖沼流域で起こっている多様な環境問題やその解決に向けた取組についての議論や意見交換が行われている。
せ	世界農業遺産	伝統的で持続的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要なシステムを、「世界農業遺産」として国連食糧農業機関(FAO)が認定する制度。滋賀県では、琵琶湖の水質や生態系の保全に寄与しながら受け継がれてきた農林水産業の営みや、環境保全に向けた現代の特色ある教育や協働が「琵琶湖システム」として農林水産省が認定する「日本農業遺産」に認定され、さらに「世界農業遺産」の候補としても認められた。
せ	石けん運動	昭和52年(1977年)5月、琵琶湖に淡水赤潮が発生し、その原因の一つが合成洗剤に含まれているリンに起因することがわかったことを契機に発生した、合成洗剤の使用をやめて粉石けんを使おうという県民運動。
た	脱炭素社会	温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡が図られた社会のこと。パリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を産業革命前と比べ2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどを目的とし、この目的を達成するよう、今世紀後半に脱炭素社会を目指すとして位置づけられた。滋賀県では、「しがCO ₂ ネットゼロ」ムーブメント」を宣言し、2050年までに滋賀県内の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指している。
た	たんぼのこ	子どもたちが農業への関心を高め理解を深めるとともに、生命や食べ物の大切さを学べるよう、自ら「育て」「収穫し」「食べる」という一貫した農業体験学習を行う事業。
ち	地域学校協働活動	地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりをめざして、幅広い層の地域住民や企業、団体等の参画により行う様々な活動のこと。
ち	地域学校協働本部／地域学校協働活動推進員	幅広い地域住民等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。地域学校協働活動推進員は、社会教育法に位置づけられた、地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を果たす者。
ち	地域循環共生圏	国の第五次環境基本計画で示された考え方で、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指すもの。

	用語	解説
ち	地球温暖化	石油などの化石燃料の燃焼により大気中の二酸化炭素等が増加し、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象。地球温暖化は海面の上昇や気候の変化等を引き起こし、人類や生態系に悪影響を及ぼす。
ち	地球温暖化防止活動推進員	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、住民等による地球温暖化防止の活動に対して、指導や助言等の協力をするため、都道府県知事や指定都市等の長が委嘱する運動員のこと。
ち	地球温暖化防止活動推進センター	「地球温暖化対策の推進に関する法律」によって定められたセンターで、各都道府県知事や政令指定都市等市長によって指定される。地球温暖化防止に関する啓発・広報活動や活動支援、照会・相談、調査・研究、情報提供などを主な業務とする。
ち	地産地消	「地域生産・地域消費」の略語で、地域で生産されたものを地域で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結びつける取組
ぱ	パリ協定	平成27年12月、フランス・パリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、2020年以降の温室効果ガス削減等のための新たな国際枠組みとして、採択された。世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに1.5℃に抑える努力を追求することなどを目的とする。
ひ	びわ湖の日	「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」(琵琶湖条例)の施行1周年を記念し、昭和56年(1981年)に7月1日が「びわ湖の日」と定められ、平成8年(1996年)7月の「滋賀県環境基本条例」には、県民および事業者の間に広く環境の保全についての理解と認識を深めるとともに、環境の保全に関する活動への参加意欲を高めるため、7月1日をびわ湖の日とする規定が設けられた。現在では7月1日を中心とした琵琶湖の一斉清掃など、琵琶湖に関する様々な活動が展開されている。
ひ	琵琶湖保全再生法(琵琶湖の保全及び再生に関する法律)	貴重な自然環境・水産資源の宝庫であり、「国民的資産」と位置付けられた「琵琶湖」の豊かな恵みを未来へ引き継ぎ、全国の湖沼の保全および再生の先駆けとなるべく、平成27(2015年)年9月に公布・施行された法律。
び	びわっこ大使	県内で様々な環境活動を熱心に行っている子どもたちの中から、滋賀県の代表として選ばれた子どもたちのチーム。海外、県内外の子どもたちと交流し、「琵琶湖の自然のすばらしさ」を伝えることがびわっこ大使の使命となっている。
ふ	フードマイレージ	食料の輸送量と輸送距離を掛け合わせた指標で、食料の輸送が環境に与える負荷を表す。
ま	マイクロプラスチック	一般的に5mm以下の微細なプラスチックのこと。琵琶湖でも検出されている。マイクロサイズで製造されたプラスチックを「一次マイクロプラスチック」、大きなサイズで製造されたプラスチックが自然環境中で破砕・細分化されて、マイクロサイズになったものを「二次マイクロプラスチック」という。化学物質の吸着による生態系や人体への影響が懸念されるが、現時点では実環境中での影響は認められていない。

	用語	解説
も	森のようちえん	自然体験活動を基軸にした子育て・保育、乳児・幼少期教育の総称。滋賀県においては、その中でも保育時間の大半を森林を中心とした自然フィールドで保育する団体を指す場合が多い。
や	やまのこ	森林への理解と関心を深め、人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、県内の小学校4年生が、自然豊かな森林体験施設やその周辺フィールドで体験型の森林環境学習を行う事業
ら	ラムサール条約 (特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)	特に、水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促し、湿地の適正な利用(Wise Use、一般に「賢明な利用」と呼ばれることもある)を進めることを目的に、昭和46年(1971年)に採択された条約で、平成30年(2018年)10月現在52か所の湿地が指定されている。本県では、平成5年(1993年)に「琵琶湖」が指定され、平成20年(2008年)に西の湖を含める形で拡大された。
り	リサイクル	再生利用(Recycle)。使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収して、再生利用しやすいように処理・加工し、新たな製品の原材料として再び使用すること。
り	リデュース	発生抑制(Reduce)。ごみになるものを買わない、長く使えるものを選ぶなどにより、ごみの発生を抑制することで、ごみを減らすために最も効果のある取組
り	リユース	再使用(Reuse)。一度使用された製品をそのまま、あるいはその一部を利用すること。